

# 東習志野・実籾地域公共交通実証運行に係る基本協定書(案)

習志野市（以下「甲」という。）と〇〇〇〇〇（以下「乙」という。）は、甲が実施する東習志野・実籾地域公共交通実証運行事業（以下「事業」という。）について、次のとおり基本協定（以下「協定」という。）を締結する。

## （目的）

第1条 協定は、事業を実施する甲と事業者公募手続により甲に選定された乙が、事業に係る基本的な事項を取り決めるために締結することを目的とする。

## （事業計画等）

第2条 甲は、甲が事業者公募手続に当たり定めた運行に関する基本事項及び乙の提案を勘案し、実証運行に係る計画（以下「運行計画」）を定め、事業を実施する。

- 2 事業に関する準備、許認可の申請手続等の作業は乙が行うこととし、それに係る費用は乙の負担とする。
- 3 バス停留所設置箇所に関する地元住民との調整は、甲が行うこととする。
- 4 第2項及び前項については、必要に応じて甲、乙が互いに協力して行うものとする。

## （事業協定書の締結）

第3条 前条第2項の規定により乙が申請する道路運送法（昭和26年法律第183号）第4条又は第21条の許可に係る申請が国土交通省に受理された後に、甲と乙は事項の事業協定を締結する。

- 2 事業協定においては、甲が乙に支払う委託金額その他必要な事項について定めるものとする。
- 3 甲が事業を継続する場合は、乙に対して事業協定書の締結を求めることができる。

## （委託金額）

第4条 委託金額は、実証運行を行う期間において甲が乙に委託する事業に伴う対価であり、事業協定書で定めた額とする。

- 2 前項に規定する委託金額は、甲が想定した実証運行に係る経費から想定した運賃収入を差引いた金額の範囲内で、事業に係る公募において乙が示した希望金額の算定根拠を基本として、金額を定める。
- 3 甲は、前項の規定により委託金額を定めようとする場合には、運行計画に基づき実証運行の期間に係る運行経費、車両減価償却費、運賃収入等を想定し、乙と協議しなければならない。
- 4 甲は、前項に基づく協議をする場合には、乙が示した希望金額の算出根拠を基に協議するものとする。

## （バス停留所）

第5条 甲は、乙が作成する停留所の標識設置に当たり、必要な地元住民及び道路管理者との協議を行うものとする。

- 2 バス停留所の設置に必要な手続、申請書の作成等は、甲の協力により乙が行うものとする。
- 3 バス停留所の標識は甲に帰属するものとし、事業を実施を実施している期間におけるその管理は乙が行うものとする。

(運行車両)

第6条 実証運行に使用する車両（以下「運行車両」という。）は3台とし、そのうち2台は甲が、1台は予備車両として乙が用意する。

2 運行車両は、次に掲げる装備を全て備えるものとする。

- (1) 運行車両は、乗合運送に適したものであること。
- (2) 甲の発行物を配置できること。
- (3) 実証運行中であることを車両の前後及び左右側面に表示できること。
- (4) 行き先及び系統を車両の前後及び左右側面に表示すること。

(臨時運行)

第7条 甲は、乙との協議により、事業において乙に臨時運行を求めることができる。

(運転手の労務管理等)

第8条 乙は、労働基準法（昭和22年法律第49号）及び自動車運転者の労働時間等の改善のための基準（平成元年労働省告示第7号）に基づき、運転手の労務管理、安全教育、利用者へのきめ細かな対応等について、万全の体制を整え、これを実施するものとする。

(事故の報告)

第9条 乙は、実証運行に当たり事故があった場合には、速やかに甲に報告し、遅滞なく事故の報告書を提出するものとする。

(事故に対する処理責任)

第10条 事業の実施において発生した事故については、乙がその事後処理に当たらなければならない。

(協定に定めのない事項等)

第11条 この協定に定めのない事項又はこの協定に疑義を生じたときは、その都度、甲乙協議の上、決定するものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ各自1通を保有する。

平成25年 月 日

甲 千葉県習志野市鷺沼一丁目1番1号  
習志野市  
市長 宮本 泰介

乙 ○○○  
○○○